

石川県公報

平成 31 年 1 月 31 日 (木曜日)

号 外

(第 2 号)

目 次

規 則	
○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬総務課)	1

規 則

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十一年一月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成 年度石川県営第 回金沢競馬」を「 年度石川県営第 回金沢競馬」に改める。

第七十八条第二項中「電話により」を「電話機、電子計算機その他の機器(第四項において「電話等」という。)により」に、「契約(」を「契約(第四項及び」に、「電話による」を「電話等による」に改め、同条に次の一項を加える。

4 投票委員は、電話等による勝馬投票に関する契約を締結した者であつて、その者又はその者の家族その他の知事が定める者からの申請に基づき、知事が電話等による勝馬投票券の購入の申込みを拒否することが相当と認めるものについて、電話等による勝馬投票券の購入の申込みを拒否する。

第八十条第二項中「六十日」の下に「以上」を加え、同条第三項中「電話」を「電話等」に、「六十日」を「六十日以上」に改める。

第八十七条第二項中「この項及び次条第二項」を「第五号、次条第二項及び第八十八条の二」に改める。

第八十八条の次に次の一条を加える。

(入場制限)

第八十八条の二 取締委員は、知事が別に定めるところにより、自ら競馬場への入場の制限(以下この条において「入場制限」という。)を受けようとする者又は入場制限の対象とすべき者の家族その他の者からの申請に基づき、入場制限を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

